

# 北杜市立保育園民営化指針

令和6年3月

北杜市こども保育課

## 目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 民営化の目的・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 民営化の方式・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 指定管理者制度の導入について・ 5
- 5 対象保育園の選定・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 保育の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7 指定管理保育園の運営・・・・・・・・ 10
- 8 その他・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 1 はじめに

---

保育サービスを取り巻く社会的な状況は大きく変化し、特に少子高齢化、核家族化や女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化しています。保護者の就労形態も多様化し、保育園に求められる保育需要も多種・多様に変化してきています。

一方、保育サービスを提供する保育園等では、全国的な保育士不足に伴い、途中入園や希望する園に入園できないといった問題も顕著となっています。

こうした課題に対応するため、北杜市では、「北杜市保育園充実プラン」のほか、「第3次北杜市総合計画（2021～2030）」や「新・行政改革大綱（2021～2025）」において、保育園民営化の検討・推進をしていくこととしています。

今後、限られた財源の中で、多種・多様な保育ニーズに対応していくためには、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の7の規定にあるように、民間活力を活用していくことは欠かせません。

こうした中で、本指針は、北杜市が市立保育園の民営化を進めていくにあたっての考え方を定めたものです。

## 2 民営化の目的

---

保育行政の取り巻く状況においては、保護者の就労形態や生活スタイルが多様化する中、子どもの健やかな成長と女性就労の支援等の保護者の暮らしを大切にしていくためにも、一時・延長・休日保育等の新たな保育サービスの充実が急務となっています。

その中で、本市の公立保育園は、これまで乳児保育や一時保育、休日保育などの保育事業の実施について積極的に取り組んできました。そのため、現在に至るまで公立保育園のはたしてきた役割は大きなものであったとすることができます。

ただし、現在、公立保育園は13園中6園が昭和50年代に建築されており、大規模改修の時期を迎え、早急に保育施設の再整備に取り組む必要があります。こうした施設の改修において、国庫補助を受けられるのは、現在は民間が実施する場合のみとなっています。

併せて、全国的な保育士不足に伴い、保育士の確保は喫緊の課題となっています。

こうした中で、多種・多様な保育ニーズに柔軟かつスピーディに対応し、子どもと保護者の暮らしを大切にしていく姿勢の下、より良い保育環境を確保し、将来にわたり利用者満足度の高い保育サービス

の提供を目指していく必要があります。そのため、限られた経営資源の中で、保育サービスの維持・向上を目指し、民間活力をより積極的に活用できるよう保育園の民営化を進めていくものです。

### 3 民営化の方式

---

民営化の方式としては、①市が施設を設置し、指定管理者制度や運営委託の方式により民間事業者に運営を委託する「公設民営方式」と、②事業者が自ら施設を設置し、運営を行う「民設民営方式」とがあります。「民設民営方式」では、運営者が自らの責任において、意欲を持って事業に取り組むことが可能となる一方、新しい事業者が保育園運営を行う際、その運営方法や運営姿勢などについて未知なところがあるため、保育の質の確保や柔軟・迅速に保育の提供がされるのかといった疑念が生じることが考えられます。

このことから、本市の民営化方式は、指定管理者制度の導入による「公設民営方式」とし、一定期間公立の保育園として公的な関与を維持することとします。

その後、指定管理者による保育運営の安定性や保育内容を見極め、保護者の方々の理解を得たうえで、将来的には、民間移譲等による完全な民営化「民設民営方式」を目指します。

## 4 指定管理者制度の導入について

---

### ① 運営主体（指定管理者）

保育園の運営主体は、平成12年度から国の規制が緩和され、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた民間保育園の運営主体が株式会社・学校法人・NPO等にも認められるようになりました。

本市の民営化にあたっては、指定管理者制度により実績を積んだ運営主体に最終的には施設を移譲することも視野に入れていることから、保育園が主に営利目的として利用されないよう法人設立の目的等を勘案し、指定管理者は、社会福祉法人または学校法人、株式会社等であって、認可保育園等としての指定管理者または運営実績のある事業者を対象とすることとします。

### ② 事業者の選定基準

事業者の安定性や継続性を見極めるとともに、現行の保育の質を維持・向上でき得る優良な事業者を選定することを基準とします。選定にあたっては、特に以下の点を重視するようにします。

- 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- 多様な保育ニーズに対応するため、北杜市が指定する条件に基づき、保育サービスを実施すること。

- 保育の方針や内容が子どもの未来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- 保育の質を高める職員体制が確保できること。
- 資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。
- 北杜市の保育方針に基づき、子どもの健やかな成長を促す保育を行うこと。
- 事業者独自の取り組みを行い、子どもの健やかな成長を促す保育を行うこと。

### ③ 指定管理保育園（公設民営）への移行

北杜市立保育園・認定こども園に通う保護者を対象として、令和5年12月にアンケートを行った結果、多くの保護者が民間委託（指定管理者制度）に対する不安を感じていることが確認できました。このことから、指定管理者制度の導入をすすめる際は、保育園の保護者の方々へ、指定管理保育園（公設民営）についてのメリットやデメリットの説明や情報提供を行うために、随時説明会を開催し、不明な点や不安を解消できるよう努めます。

併せて、指定管理者の候補募集について、北杜市の広報紙、ホームページ等を利用して広く周知するとともに、指定管理者の選定にあたっては、透明性を図るため市の定める「北杜市指定管理者制度運用ガイドライン」に基づいて進めます。

## 5 対象保育園の選定

現在ある市立保育園の概要は、次のとおりとなっています。(R5.4.1 現在)

園名	定員	園児数	建物面積 (㎡)	建築年 (改修年)	構造
明野保育園	90	44	825.69	昭和 57 年 (平成 12 年)	RC
須玉保育園・ 南部こども園	210	105	2179.62	平成 17 年	S
しらかば保育園	120	72	1135.93	平成 13 年	RC
しらかば保育園 さくら分園※1	40	8	330.75	昭和 56 年	RC
みどり保育園	120	53	868.83	昭和 59 年	RC
わかば保育園	40	19	653.21	平成 4 年	RC
長坂保育園	130	79	1431.76	昭和 54 年 (平成 13 年)	RC
長坂保育園 秋田分園※2	—	—	765.81	昭和 56 年 (平成 14 年)	RC
小泉保育園・ 北部こども園	75	71	1124.15	平成 12 年	RC
長坂保育園 日野春分園	45	29	1038.6	平成 10 年	RC
いずみ保育園	120	115	1278.52	令和元年	S
小淵沢保育園	150	91	1203.03	令和 4 年	S
白州保育園・ 西部こども園※3	120	58	1129.0	昭和 53 年 (平成 12 年)	RC
武川保育園	90	69	1257.4	昭和 55 年 (平成 5 年)	RC

構造の種類 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造

※1 しらかば保育園さくら分園は令和7年度から休園

※2 長坂保育園秋田分園は平成27年度から休園

※3 白州保育園・西部こども園は令和5年度から7年度にかけて大規模改修を実施予定

本市の保育園の所在する地域は、地理的条件や人口特性、保育需要はそれぞれに異なっており、各施設の規模等も異なっています。

民間活力を最大限に発揮し、経営の継続性・安定性、事業運営の柔軟性・迅速性、財政的効果等を活用し得る保育園は、指定管理の応募者によって異なるものと考えられます。

そこで、指定管理保育園（公設民営）の対象は、既に休園している、もしくは休園が決まっている保育園を除く市立保育園の全園を対象とします。

ただし、市立保育園の果たしてきた役割や不安感を持つ市民、職員の雇用等に配慮しつつ、保護者等の意見を踏まえながら、当面は1園から2園程度について指定管理者制度の導入を行うこととします。

なお、地区内に複数保育園がある高根地区・長坂地区については、先行して民営化の導入を検討します。

## 6 保育の引継ぎ

---

民営化により、子どもたちを新たに運営する事業者に託すため、保育園の引継ぎは最も大切な作業と考えています。運営当初は、園児や保護者の混乱や不安を避けるため、当該園で実施していた園生活や年間行事等の保育内容をありのまま引き継いで実施することとします。

子どもたちが初めて見る保育士ばかりという事態を避けるため、施設運営面、園児の現状、保護者と地域との連携、安全衛生管理などについて、移管の前から指定管理者を交えミーティング、実地研修などをおして確実な引継ぎを行います。

なお、保育の引き継ぎについては、公立保育園で行っていた保育の良いと思うところは積極的に取り入れ、保護者などの意見・要望を聞きながら新しい取り組みにもチャレンジしていく必要があると考えています。

保育は、保護者との信頼関係を中心に新しい保育者集団の力を合わせて創り上げるもので、同じ目的を共有し、公立保育園、指定管理保育園（公設民営）の双方が向上できるよう努めます。

## 7 指定管理保育園（公設民営）の運営

---

北杜市は、指定管理保育園（公設民営）に対して、保育内容等の移管条件が守られているか逐次確認することとします。また、指定管理保育園（公設民営）移行後も公立保育園の園長会に毎月参加し、情報共有を図ります。

北杜市と事業者は、保育の質の維持向上のため、北杜市等が主催する保育士研修会への参加を呼び掛けるなど、関係機関との連携強化等に取り組んでいくものとします。なお、指定管理保育園（公設民営）において問題が生じた場合には、指定管理者とともに北杜市が解決に向け努力することとします。

事業者は、保護者の意向や苦情を積極的に受け入れ、サービスの改善に努めるとともに、公立保育園と同様に苦情受付責任者・苦情解決責任者等の設置をするとともに、第三者委員を置き、第三者の視点による指定管理保育園（公設民営）の評価を行うこととします。なお、この評価は公開するものとし、情報の開示に努めていくものとします。

## 8 その他

---

北杜市立保育園の民営化は、多種・多様な保育ニーズに柔軟かつ積極的に対応し、子どもと保護者の暮らしを大切にしていこう姿勢の下、より良い保育環境を確保し、将来にわたって利用者満足度の高い保育サービスの提供を目指していくためのものです。

しかし、限られた経営資源の中で、施設運営の効率化やコスト削減の意識も欠かせません。ただし、保育園が効率化やコスト削減のみの追求になってしまうことは、決してあってはなりません。園児と保護者の暮らしを大切にしていこう中で、これらを両立しながら子どもの発育を尊重し支援する保育を実施していきます。

この指針は、北杜市立保育園の民営化に関する基本的な考え方を示したものであるため、社会情勢等の変化に応じて、適宜、内容を見直すものとします。